第5章

介護保険サービス事業費の見込み

1 介護保険サービス給付費総額の推計

平成 21 年度より、介護従事者の処遇向上を目的とした介護報酬の改定が実施されます。これを踏まえ、以下の数式で算出した第4期介護保険事業期間(平成 21~23年度)のサービス給付費総額は、18,719,426千円(3か年分)となります。

総給付費 予防給付費 介護給付費 (A) 特定入所者 高額介護 算定対象 総給付費 標準給付費 介護サービス サービス費等 +審査支払 (A) (B) 等給付費 給付費 手数料 地域支援 サービス 標準給付費 +事業費 給付費総額 (B) (C) (D)

図 45 サービス給付費総額の算出フロー

①予防給付費

表 65 予防給付費 (単位:千円/年)

		H21 年度	H22 年度	H23 年度
	介護予防訪問介護	169,649	177,121	183,862
	介護予防訪問入浴介護	8	8	8
	介護予防訪問看護	14,617	15,276	15,867
	介護予防訪問リハビリテーション	1,332	1,392	1,448
	介護予防居宅療養管理指導	2,081	2,171	2,253
介護予防	介護予防通所介護	102,191	106,737	110,816
サービス	介護予防通所リハビリテーション	22,606	23,616	24,524
	介護予防短期入所生活介護	3,374	3,527	3,664
	介護予防短期入所療養介護	169	173	181
	介護予防特定施設入居者生活介護	20,389	22,611	24,229
	介護予防福祉用具貸与	13,263	13,851	14,390
	特定介護予防福祉用具販売	3,927	4,099	4,255
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	253	262	271
介護予防	介護予防小規模多機能型居宅介護	247	257	267
サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,940	2,940	2,940
住宅改修		20,473	21,366	22,174
介護予防支援		52,667	54,977	57,063
予防給付費計		430,193	450,394	468,220

^{*} 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

②介護給付費

表 66 介護給付費

(単位:千円/年)

		H21 年度	H22 年度	H23 年度
	訪問介護	857,558	888,763	907,207
	訪問入浴介護	39,912	40,518	39,004
	訪問看護	158,352	163,223	164,505
	訪問リハビリテーション	10,863	11,346	11,712
	居宅療養管理指導	32,255	33,286	33,773
居宅	通所介護	373,933	389,276	402,771
サービス	通所リハビリテーション	142,935	149,105	155,024
	短期入所生活介護	179,667	184,143	185,035
	短期入所療養介護	10,535	10,620	10,577
	特定施設入居者生活介護	294,707	333,813	349,725
	福祉用具貸与	145,045	149,948	152,222
	特定福祉用具販売	10,989	11,436	11,817
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	99,779	102,774	104,750
地域密着型	小規模多機能型居宅介護	81,680	84,474	86,019
サービス	認知症対応型共同生活介護	427,704	427,704	427,704
	地域密着型特定施設入居者生活介護	45,411	45,411	48,116
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	89,593	179,187
住宅改修		19,527	20,506	21,537
居宅介護支援		235,994	245,603	253,491
	介護老人福祉施設	986,077	1,006,464	1,028,472
施設	介護老人保健施設	787,440	832,852	891,720
サービス	介護療養型医療施設	185,688	142,565	142,565
	療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	0
介護給付費計	-	5,126,062	5,363,433	5,606,945

^{*} 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

③総給付費

表 67 総給付費

(単位:千円/年)

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
糸	総給付費(A)	5,556,255	5,813,827	6,075,165	17,445,249
	予防給付費	430,193	450,394	468,220	1,348,807
	介護給付費	5,126,062	5,363,433	5,606,945	16,096,441

^{*} 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

④標準給付費

表 68 標準給付費

(単位:千円/年,件/年)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
総給付費 (A)	5,556,255	5,813,827	6,075,165	17,445,249
特定入所者介護サービス費等給付額	143,880	149,250	155,126	448,257
高額介護サービス費等給付額	83,000	86,000	88,000	257,000
算定対象審査支払手数料	8,480	8,640	8,800	25,920
支払件数	106,000	108,000	110,000	324,000
標準給付費(B)	5,791,615	6,057,718	6,327,092	18,176,426

^{*} 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

⑤地域支援事業費

表 69 地域支援事業費

(単位:千円/年)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
地域支援事業費 (C)	173,000	181,000	189,000	543,000
保険給付見込額対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

- *保険給付見込額=総給付費+特定入所者介護サービス費等給付額+高額介護サービス費等給付額
- * 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

⑥サービス給付費総額

表 70 サービス給付費総額

(単位:千円/年)

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
+	ナービス給付費総額 (D)	5,964,615	6,238,718	6,516,092	18,719,426
	標準給付費 (B)	5,791,615	6,057,718	6,327,092	18,176,426
	地域支援事業費 (C)	173,000	181,000	189,000	543,000

^{*} 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

2 第1号被保険者の保険料の推計

(1)介護保険の財源構成

第4期介護保険事業期間では,第2号被保険者の財源率が30%に,第1号被保険者の負担割合は20%となります。

表 71 介護保険の財源構成

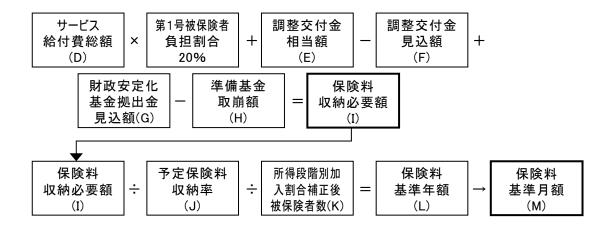
(単位:%)

	第2期	第3期			第4期		
			地域支	援事業		地域支援事業	
	介護給付費	介護給付費	介護予防事業	包括支援事業 任意事業	介護給付費	介護予防事業	包括支援事業 任意事業
玉	20.00	20.00	20.00	35.50	20.00	20.00	35.00
国調整交付金	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
県	12.50	12.50	12.50	20.25	12.50	12.50	20.00
市	12.50	12.50	12.50	20.25	12.50	12.50	20.00
第1号被保険者	18.00	19.00	19.00	19.00	20.00	20.00	20.00
第2号被保険者	32.00	31.00	31.00		30.00	30.00	
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(2)保険料基準月額の推計

第1号被保険者の保険料基準月額は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険 者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保 険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料月額基準額を算出 します。

図 46 第1号被保険者の保険料基準月額算出フロー



①所得段階区分及び保険料率

税制改正に伴う激変緩和措置の終了を踏まえ,第4段階における軽減措置を設ける とともに,第5段階以上の細分化を図り,所得段階区分及び保険料率を以下のように 設定します。

表 72 所得段階区分及び保険料率

所得段階	所行	导段階の内容	保険料率 (基準額に対する	割合)
第1段階	生活保護受給者または が市民税非課税の場合	老齢福祉年金受給者で,世帯全員	基準額 × O	.5
第2段階	世帯全員が市民税非課年金収入の合計が80	税で,本人の合計所得金額と課税 万円以下の場合	基準額 × O	.55.
第3段階	世帯全員が市民税非課	税で第2段階以外の場合	基準額 × O	.75
第4段階	本人が市民税非課税 で,世帯に市民税課税	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	基準額 × O	.9
	者がいる場合	上記以外の場合	基準額(1.O)	
第5段階	本人が市民税課税者で の場合	,合計所得金額が 125 万円未満	基準額 × 1	.1
第6段階	本人が市民税課税者で 200 万円未満の場合	,合計所得金額が 125 万円以上	基準額 × 1	.25
第7段階	本人が市民税課税者で 400万円未満の場合	基準額 × 1	.5	
第8段階	本人が市民税課税者で 600 万円未満の場合	基準額 × 1	.75	
第9段階	本人が市民税課税者で の場合	,合計所得金額が 600 万円以上	基準額 × 1	.875

表 73 所得段階別被保険者数の推計値

(単位:人)

		H21 年度		H22 年度		H23 年度	
第	1 段階	197	0.9%	204	0.9%	211	0.9%
第	2段階	3,899	18.0%	4,025	18.0%	4,161	18.0%
第	3段階	2,013	9.3%	2,078	9.3%	2,148	9.3%
第	4段階	5,210	24.1%	5,379	24.1%	5,560	24.1%
	「公的年金等収入+ 合計所得金額≦80 万円」見込み数	3,628	16.8%	3,746	16.8%	3,872	16.8%
	上記を除く見込み数	1,582	7.3%	1,633	7.3%	1,688	7.3%
第	5段階	1,559	7.2%	1,610	7.2%	1,664	7.2%
第	6段階	2,585	11.9%	2,669	11.9%	2,759	11.9%
第	7段階	3,421	15.8%	3,532	15.8%	3,651	15.8%
第	8段階	971	4.5%	1,003	4.5%	1,036	4.5%
第	9段階	1,787	8.3%	1,845	8.3%	1,907	8.3%
合	計	21,642	100.0%	22,345	100.0%	23,097	100.0%

②保険料収納必要額

サービス給付費総額における第1号被保険者負担分相当額は,3,743,885 千円 (3か年分)となります。

これに、調整交付金の相当額及び見込額、準備基金取崩額、市町村特別給付等を加減算した保険料収納必要額は、3,862,172 千円(3か年分)となります。

表 74 保険料収納必要額

(単位:千円/年,件/年)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
サービス給付費総額(D)	5,791,615	6,057,718	6,327,092	18,176,426
第1号被保険者負担分相当額	1,192,923	1,247,743	1,303,218	3,743,885
調整交付金相当額(E)	289,580	302,885	316,354	908,821
調整交付金見込交付割合	3.59%	3.59%	3.59%	
75 歳以上加入割合補正係数	1.0048	1.0048	1.0048	
所得段階別加入割合補正係数	1.0655	1.0655	1.0655	
調整交付金見込額(F)	207,919	217,472	227,143	652,534
財政安定化基金拠出金見込額(G)				0
財政安定化基金拠出率				0.0%
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
準備基金残高 (H2O 年度末見込)				147,000
準備基金取崩額 (H)				147,000
審査支払手数料1件当り単価	0.08	0.08	0.08	
審查支払手数料支払件数	106,000	108,000	110,000	
審查支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付等	3,000	3,000	3,000	9,000
市町村財政安定化事業負担額				0
市町村財政安定化事業交付額				0
保険料収納必要額(I)				3,862,172

^{*} 千円未満切捨て及び端数処理により計は一致しない

③保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

表 75 保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

(単位:人)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
予定保険料収納率 (J)		98.0%		
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(K)	23,162	23,915	24,719	71,796

④第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率,所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は,53,580円(基準月額4,465円)となりますが,介護報酬の改定によって上昇する保険料分については,介護従事者処遇改善臨時特例交付金による軽減が行われます。(平成21年度:上昇分全額国庫負担,平成22年度:上昇分1/2国庫負担)

これにより,第1号被保険者の保険料基準月額は,平成21年度:4,335円,平成22年度:4,400円,平成23年度:4,465円となります。

表 76 第1号被保険者の保険料基準額

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
保険料基準年額 (L)	52,020 円	52,800 円	53,580 円	
保険料基準月額(M)	4,335 円	4,400 円	4,465 円	

本市では、平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料を平準化することにより、 第4期における第1号被保険者の保険料基準月額は 4,400 円(現行 4,400 円)と なります。

表 77 所得段階別の保険料月額

所得段階	所得段階の内容		保険料率	H21 年度 ~ H23 年度	
別待技陷				月額	年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で, 世帯全員が市民税非課税の場合		0.5	2,200 円	26,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合		0.55	2,420 円	29,040円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の場合		0.75	3,300円	39,600円
第4段階 市民税	本人が市民税非 課税で,世帯に 市民税課税者が	公的年金等収入と合計所得 金額の合計が 80 万円以下 の場合	0.9	3,960 円	47,520円
	いる場合	上記以外の場合	1.0	4,400 円	52,800円
第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円未満の場合		1.1	4,840 円	58,080円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の場合		1.25	5,500 円	66,000円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の場合		1.5	6,600円	79,200円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の場合		1.75	7,700 円	92,400円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が 600 万円以上の場合		1.875	8,250 円	99,000円